

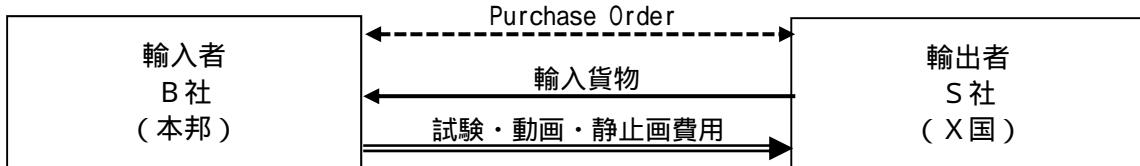
## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

テストレポート、動画等が記録された DVD の課税価格について

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	DVD ( 税表分類 : 第 85 類 )
	照会の趣旨	耐火試験の結果の動画等を記録した DVD を輸入するに際し、その課税価格について照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成 28 年 4 月 19 日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。				

## 1 . 取引形態図



## 2 . 取引の概要

(1) 本邦所在の輸入者である B 社 (以下「輸入者」という。) は、X 国所在の輸出者である S 社 (以下「輸出者」という。) から、DVD を輸入している。

両者の間には、特殊関係はない。

(2) 輸入者は、本邦で輸送機器の部分品 (以下「自社製品」という。) を製造し販売している。

(3) 輸入者は、自社製品が安全基準で定める耐火要求に合致しているか否かを調べるため、X 国で耐火試験を業務として行っている輸出者に対して、自社製品の耐火試験を依頼している。

(4) 耐火試験の依頼に当たり、輸入者は輸出者との間で「PURCHASE ORDER」(以下「P/O」という。) を取り交わしている。当該 P/O には、依頼した業務に対する費用として「Flammability Test」、「DVD / VIDEO Tape For Above Tests」、「Photo of Test Specimen Set」が記載されているが、その内容は次のとおり。

「Flammability Test (試験費用)」

提供した自社製品の耐火試験の実施及び試験結果をテストレポートとして輸入者に報告する費用 (自社製品の耐火性試験費用、テストレポート報告代)

「DVD / VIDEO Tape For Above Tests (動画費用)」

耐火試験の経過を動画として録画した DVD を輸入者に提供する費用 (ビデオ撮影代金、DVD 原版代、その他の手数料)

「Photo of Test Specimen Set (静止画費用)」

耐火試験の検体である自社製品の試験前と試験後の静止画を撮影し輸入者に報告する費用 (試験前、試験後の自社製品の静止画撮影代金、その他の手数料)

(5) 輸出者は、一旦電子メールで のテストレポート及び の静止画 (写真) を輸入者に送付し、その後、 のテストレポート、 の静止画及び の試験時の動画が記録された DVD を輸入者向けに輸出している。そして、輸入者は当該 DVD の輸入通関を行い、P/O に基づき費用を支払う。

なお、 のテストレポート及び の静止画を DVD に記録する費用は、「DVD / VIDEO Tape For Above

Tests」に含まれている。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

上記 のテストレポートと の静止画(写真)については、当該 DVD を輸入する前に輸出者から電子メールで入手している。

の試験時の動画が記録された DVD については、事前に電子メールで入手していない為、DVD の輸入時に申告すべき価格と考える。

従って、DVD の輸入時の申告価格は、 のビデオ撮影代金、DVD 原版代、その他の手数料に要した費用と考える。

## 【回答内容】

輸入されるテ스트レポート、耐火試験の動画及び静止画が記録されたDVDの課税価格は、輸入者が支払う「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」という項目の費用に、当該DVDを本邦まで運送するために要した費用を加えた価格となります。

## 【理由】

### 1. 関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に關し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。また、法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいうと規定されています。

通達4-5(1)イにおいて、データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアについて規定されており、その中で「ソフトウェア」とはデータ処理機器の運用に關係する計算機プログラム、手順、規則またはデータ処理機器に使用されるデータをいい、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まないとされています。

### 2. 検討

#### (1) 輸入されるDVDは輸入取引により輸入されたものか

輸入者は、輸出者との間でP/Oを取り交わし、「自社製品の耐火試験実施及びテ스트レポート報告」「耐火試験の経過を録画したDVDの提供」「耐火試験前と試験後の自社製品の静止画撮影及び報告」の3業務を依頼し、それぞれの数量、価格等を取り決めています。

このうち、の耐火試験の経過を録画したDVDについては、有体物であるDVDが輸出者から本邦所在の輸入者に引き渡されていますので、輸入貨物となります。

そして、輸入者は、の費用(自社製品の耐火性試験費用、テ스트レポート報告代)及びの費用(試験前、試験後の自社製品の静止画撮影代金、その他の手数料)とは別に、の「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」という項目の耐火試験の経過を動画として録画したDVDを提供する費用(ビデオ撮影代金、DVD原版代、その他の手数料)を支払っていることがP/O及び支払関係書類から確認されます。

よって、輸入者及び輸出者は輸入貨物であるDVDを本邦に到着させるための売買を行い、実際に本邦に到着させていることから、当該DVDは輸入者と輸出者との間の輸入取引(売買)により輸入されたものと認められ、その課税価格は法第4条第1項の規定により決定されます。

## (2) 通達4-5(1)イの規定の適用について

輸入者が輸入するDVDに記録されているのは、 のテストレポート、 の耐火試験の動画及び の静止画であり、これらの内容は通達4-5(1)イに規定する「ソフトウェア」には該当しないと認められます。

よって、当該DVDの課税価格は、同通達の規定によらず、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格すなわち輸入者が当該DVDを購入(輸入)するために支払う価格に基づき計算されます。

## (3) 輸入されるDVDの課税価格について

輸入者が提出したP/O及び支払関係書類より、輸入者が耐火試験の経過を動画として録画したDVDを購入(輸入)するための費用として の「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」(ビデオ撮影代金、DVD原版代、その他手数料)という項目の費用を支払っていることが確認されます。

また、 のテストレポート及び の静止画を当該DVDに記録するために必要な費用は の「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」の中に含まれていると輸入者が説明しています。よって、輸入者は、 のテストレポート、 の耐火試験の動画及び の静止画が記録されたDVDを購入(輸入)するための費用として、 の「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」という項目の費用を支払っていると認められます。

以上のことから、輸入される のテストレポート、 の耐火試験の動画及び の静止画が記録されたDVDの課税価格は、輸入者が支払う の「DVD/VIDEO Tape For Above Tests」という項目の費用に、当該DVDを本邦まで運送するために要した費用を加えた価格となります。

なお、 の耐火試験及び の静止画について輸入者が輸出者へ依頼した業務自体は、「提供した自社製品の耐火試験の実施及び試験結果をテストレポートとして報告すること」「耐火試験の検体である自社製品の試験前と試験後の静止画を撮影し輸入者に報告すること」を目的とした役務取引であり、その対価はDVDの課税価格を構成しません。